

医療機関・システム基盤体制充実加算に関するお知らせ

2023年4月1日より医療機関において、オンライン資格確認システムの導入が原則義務化となりました。それに伴い、当院は**2023年4月1日**より医療機関・システム基盤体制充実加算の対象医療機関となります。



厚生労働省

マイナ保険証（マイナンバーカード）提示によって活用される診療情報は以下の通りです。

- ・特定健診情報
- ・薬剤情報（内服薬など）
- ・その他診療情報

当院では、正確な情報を得る事でより良い医療を提供する事に役立ててまいります。マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用にご協力をお願いいたします。

医療情報・システム基盤体制充実加算1（初診時）6点

- ・従来の健康保険証を提示した場合
- ・マイナ保険証を提示したが、診療情報活用に同意しない場合。
あるいは、マイナ保険証の電子証明書が失効している場合。

医療情報・システム基盤体制充実加算2（初診時）2点

- ・マイナ保険証を提示し、診療情報活用に同意した場合
- ・他院からの紹介状を持参して受診した場合

医療情報・システム基盤体制充実加算3（再診時）2点

- ・従来の健康保険証を提示した場合
- ・マイナ保険証を提示したが、診療情報活用に同意しない場合。
あるいは、マイナ保険証の電子証明書が失効している場合。

マイナ保険証の提示は1階【総合受付】までお願いいたします